

新宿区駐車場整備計画（改定案）における 新宿区パブリック・コメントの実施結果について

平成6年に定めた新宿区駐車場整備計画を改定するため、平成23年1月17日（月）から2月14日（月）までの4週間、新宿区パブリック・コメント制度を活用し、意見募集を行った。その結果、7名の方から意見の提出があり、意見数は18件であった。

《《主な意見》》

- 建物の老朽化も気になり始めており、他人事には思えない、改定案には賛同する。
- 駐車場を作る場合、1階の店舗の一番有効に使える部分が少なくなってしまう。改定後も、建て替える場合には、駐車スペースを確保しなければならないのか。
- 大型自動二輪車が多く駐車しているので、駐車場は是非必要だと思う。
- 駐車場を整備するにあたり、区内にある普通財産・行政財産を活用したらどうか。

《意見提出期間》 平成23年1月17日（月）から2月14日（月）

《提出者数》 7名（郵送3名・メール3名・FAX1名）

《意見数》 18件

| | | |
|------------|----------------|----|
| ⇒《内訳（目次別）》 | 1 駐車対策の基本方針 | 6件 |
| | 2 駐車対策に関する事項 | 9件 |
| | 3 地区別施策 | - |
| | 4 主要な路外駐車場整備方針 | - |
| | 5 その他 | 3件 |

《《区の考え方》》

新宿区駐車場整備計画（改定案）に対する反対意見は特になかった。主に、今後の施策を推進していく意見・要望や、内容に関する質問であったため、頂いた意見を踏まえ、総合的な駐車施策を進めていく。

新宿区駐車場整備計画（改定案）に関するパブリック・コメント制度における意見要旨等

| 番号 | 内容（要旨） | 考え方 | 取り扱い |
|----------------------|---|---|------------------------|
| ＜1 駐車対策の基本方針＞ | | | |
| 1 | <p>●「まちづくりを実現できる政策誘導型」にシフト転換したことを敬意を表す。考え方の基本に「政策誘導型の駐車場整備計画としていく」とあるが、『歩く人が主役のまち』づくりの概念が見えてこない。歩く人の為に駐車場を抑制していくことか。</p> | <p>●自動車の主役のまちから歩く人が主役のまちへと転換するための都市交通施策が求められてきています。そのため、新宿区都市マスタープランで示した各地区のまちづくり方針と整合した交通需要の管理の推進も必要であると考え、改定案の基本的な考えを、各まちづくり方針を実現できる政策誘導型としています。歩く人の為に駐車場を抑制するのではなく、駐車場の配置や整備の誘導等を行うことで、歩く人が主役のまちの実現を目指します。</p> | <p>質問にお答えします</p> |
| 2 | <p>●駐車場整備の整備の第一歩は車の流れの整理からはじまるのではないのか。</p> | <p>●駐車場整備計画は、駐車場の需要と供給の現況および将来見通しを勘案して定めるものです。自動車の流れについては、地区の課題に応じた駐車場の配置等で変わってきます。</p> | <p>ご意見として参考にします</p> |
| 3 | <p>●「人口減少」と「環境整備」を基軸に据え、「政策誘導型の駐車場整備計画」を考えたときの『絵姿』は、どのようなイメージを持てばよいのか。</p> | <p>●自動車の主役のまちから歩く人が主役のまちへと転換するための都市交通施策が求められてきています。その実現のための手段として、駐車場整備計画を政策誘導型にすることで、社会経済状況の変化を踏まえた交通需要の管理を行い、円滑な都市交通を維持していきます。</p> | <p>質問にお答えします</p> |
| 4 | <p>●『歩く人が主役のまち』づくりの主役の道路。一刻も早く実感できるような転換を図りたい。</p> | <p>●道路の形態については、駐車場整備計画の対象外ですが、今後『歩く人が主役のまち』になるよう各施策を検討・推進していきます。</p> | <p>趣旨を踏まえて推進していきます</p> |
| 5 | <p>●『歩く人が主役のまち』づくりへの転換は、法改正・所轄官公庁との折衝・膨大な作業時間を要し、容易なことではない。徐々に「政策誘導型の駐車場整備計画」を導いていく手法として、先ず車の流れを整理すること、一方通行を多用することから始めたい。</p> | <p>●『歩く人が主役のまち』を実現するための、ひとつの手段として、駐車場整備計画を政策誘導型に転換したものです。実現するためには、引き続き「人にやさしい公共交通への改善」や「歩きたくなる歩行者空間の充実」等を行っていき必要があります。</p> | <p>ご意見として参考にします</p> |
| 6 | <p>●『歩く人が主役のまち』とは、一にも二にも人の命が担保されること。併せて「政策誘導型の整備計画」は、こうして完成していく。</p> | <p>●『歩く人が主役のまち』を実現するためには、「人と環境に配慮した道路整備」も行うことが重要であり、歩行者の安全性、快適性の確保に努めていきます。改定案は、「交通需要の管理推進」の視点から、政策誘導型にしたものであり、各施策を引き続き行っていくことで、『歩く人が主役のまち』を実現していきます。</p> | <p>ご意見として参考にします</p> |

| 番号 | 内容（要旨） | 考え方 | 取り扱い |
|-------------------------|--|--|---|
| ＜＜2 駐車対策に関する事項＞＞ | | | |
| 1 | <p>●フリンジ部はどの地域を設定しているのか。</p> <p>●会社建物地域がフリンジ部に該当する場合駐車需要の現況に関わりなく、駐車場整備が必須となるのか。</p> | <p>●歩行者を中心とした賑わいあるまちづくりを実現するため、改定案では、駐車施設を外縁部へ集約整備するための取り組みを推進していくこととしています。今後、周辺の交通処理等に負荷が掛かりすぎないように、関係者と調整しながら、フリンジ部を適切に設定していきます。</p> <p>●フリンジ部は、エリア内側からみた外縁部を示すことであり、現状は、エリアの内外関係なしに東京都駐車場条例に基づき、駐車場の台数は確保する必要があります。</p> | 質問にお答えします |
| 2 | <p>●大通りに面してお店をと考えているが、駐車場を作る場合、1階の店舗の一番有効に使える部分が少なくなってしまう、改定後も、建替える場合には、駐車スペースを確保しなくてはならないのか。</p> <p>●「最も収益性の高い1階部分にテナントが入られない」ことは、建物全体の収益性、資金調達の面でも大きな影響を与えている為、建替の足を鈍らせる原因の一つとなっている。</p> | <p>●現状では、改定後も、東京都駐車場条例に基づき、一定の規模に応じて駐車施設の附置は義務化されます。今後の取り組みの第一歩として、都市計画で定める駐車場整備地区で、地域の実情に合った附置義務基準である（仮称）地域ルールを導入していきます。</p> <p>●建て替えを促進できるよう、都市計画で定める駐車場整備地区で、地域の実情に合った附置義務基準である（仮称）地域ルールを導入していきます。</p> | <p>質問にお答えします</p> <p>趣旨を踏まえて推進していきます</p> |
| 3 | <p>●歩道のある片側2車線以上の幹線道路は可能な限り一方通行とし、歩道寄りの両サイドには新たな公の路上駐車場を設ける。料金は利用者の負担とし、便宜供用（日常利用、非日常利用、時間利用）に別した料金を徴収する。充電形式のカードを発行し、その収益で維持管理費を賄う。完成すれば、大量に公の駐停車場が路上に出来ることになる。</p> | <p>●現状では、駐車場整備地区内における駐車場は充足しているため、路上駐車場を設置することは考えていません。</p> | |
| 4 | <p>●駐車場も空いているところが、多くなっていると聞いているので、寛容な対応をお願いしたい。</p> | <p>●改定案は政策誘導型に視点転換を行い、まちづくりと連係した駐車施策を行うことにしています。そのため、地区の需給バランスを考慮しながら、集約整備等の検討を進めていきます。</p> | ご意見として参考にします |
| 5 | <p>●大型の自動二輪車が多く駐車しているので、駐車場は是非必要だと思う</p> | <p>●新宿区は、自動二輪車の駐車需要が発生しやすい環境にあるため、改定案では、新たに自動二輪車対策を盛り込んでいます。今後とも、既存駐車場における受入れ要請等を行っていきます。</p> | 計画に盛り込まれています |

| 番号 | 内容（要旨） | 考え方 | 取り扱い |
|----------------|---|---|-----------------|
| 6 | <p>●二輪車の駐輪スペースや「集積・荷捌き」スペースの確保等を指導基準に積極的に取り入れるべきではないのか。</p> <p>●隔地駐車に関する許可、「集積・荷捌きスペース」の確保、近隣駐車場・空地の状況を鑑みた柔軟な対応が、改定案で検討する重要なポイントと感じている。</p> | <p>●今回の改定案では、荷さばき駐車対策や自動二輪車対策を新たに追加しており、不足しているスペースについては、既存駐車場の活用など行いながら、確保していきます。</p> <p>●まちづくりの方針や地区の課題にに応じ、地区の外縁部へ駐車場を集約するなどの戦略的な配置等を行いながら、駐車施策を推進し、（仮称）地域ルールの中で柔軟な対応を検討していきます。</p> | 趣旨を踏まえて推進していきます |
| 7 | <p>●駐車場整備の一環として、当家隣接地を区で取得し、区所有の駐車場として利用してはどうか。</p> | <p>●駐車場整備は民間事業者の活力を基本と考えており、また現在は駐車場整備地区内における駐車場の整備状況は、充足しています。</p> | |
| 8 | <p>●現状では自動二輪車で新宿駅周辺へ出かけても止める場所がありません。</p> <p>●新宿駅周辺に自転車と原付が停められている区画があるが、125ccまでの受入れをお願いしたい。</p> | <p>●新宿駅周辺において区では、新宿駅南口(32台)と新宿区役所脇(7台)に自動二輪車駐車場を整備し、運用を開始しています。</p> <p>●既存駐車場への自動二輪車受入れ要請等により総合的な対策を実施していきます。</p> | ご意見として参考にします |
| 9 | <p>●駐車場を整備するにあたり、区内にある普通財産・行政財産を活用したらどうか。</p> | <p>●駐車場整備地区内において、駐車場は充足しています。そのため現在は、区の普通財産や行政財産の活用を考えていません。</p> | |
| 《5 その他》 | | | |
| 1 | <p>●「隔地駐車場の認定基準の取扱」は駐車場整備計画の改定により、地域ごとの実態に即して変更されるのか、時期はいつごろか。</p> | <p>●駐車場整備地区内で、地域の実情に合った附置義務基準である（仮称）地域ルールをできるだけ早く導入し、そのエリアにおいて、必要な場合は、「隔地駐車場の認定基準の取扱」の見直しを検討していきます。</p> | 質問にお答えします |
| 2 | <p>●建物の老朽化も気になり始めており、他人事には思えない、改定案には賛同する。</p> | <p>●いただいた意見を踏まえ、まちの課題解決やまちづくりの方針の実現に向け、引き続き各駐車施策を推進していきます。</p> | 趣旨を踏まえて推進していきます |
| 3 | <p>●民間事業者を活用し、自動車公害対策の一環で、駐車場内に充電設備の設置、カーシェアリング（EV）車両の配置を検討してはどうか。</p> | <p>●提案されたご意見については、今後、民間事業者と連携・協力しながら検討を進めていきます。</p> | ご意見として参考にします |